

## 平成28年第四回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成28年12月6日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第70号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 4 議案第71号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 議案第72号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第73号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第74号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第75号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 9 議案第76号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第10 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第78号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第79号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第80号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第81号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第82号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第16 認定第 4号 平成27年度八丈町一般会計決算認定について
- 第17 認定第 5号 平成27年度八丈町用品会計決算認定について
- 第18 認定第 6号 平成27年度八丈町介護保険特別会計決算認定について

---

### 出席議員（13名）

1番 沖山恵子君

2番 浅沼憲春君

3番	小川 一 君	4番	山下 巧 君
5番	山本 忠志 君	6番	山下 崇 君
7番	菊池 睦 男 君	8番	岩崎 由美 君
9番	奥山 幸子 君	10番	奥山 博文 君
12番	小澤 一 美 君	13番	水野 佳子 君
14番	土屋 博 君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山下 奉也 君	副町長兼 産業観光 課長 事務取扱	持丸 孝松 君
公営企業 管理者	關村 三男 君	教育長	佐藤 誠 君
消防長	瀬筒 穰 君	総務課長	山越 整 君
企画財政 課長	佐々木 眞理 君	主 幹 (企画 財政課)	菊池 正勝 君
税務課長	佐藤 真一 君	主 幹 (税務課)	川上 明和 君
住民課長	奥山 拓 君	福祉健康 課長	高野 秀男 君
課長補佐 (福祉 健康課)	田村 久美 君	建設課長	菊池 良 君
主 幹 (建設課)	瀬筒 国治 君	課長補佐 (建設課)	八洲 進 君
主 幹 (産業 観光課兼 教育課)	笹本 博仁 君	企業課長	沖山 昇 君
病 院 事務長	奥山 勉 君	教育課長	福田 高峰 君
会計課長	和田 一宏 君	代 表 監査委員	浅沼 孝彦 君
企 画 財政 係長	塩野 誠 君	企 画 財政 主 幹	沖山 晃 君
総務課 係長	山下 進 君	総務課 文書係 長	沖山 美智 君
税務課 係長	佐々木 まなみ 君	税務課 徴収係 長	菊池 拓 君

住民課 住民係長	大澤恒仁君	住民課 住民係	土方七重君
住民課 環境係長	山路樹一郎君	住民課 環境主	菊池学君
住民課 浄化係	浅沼洋介君	住民課 健康福 高係	柳田拓也君
健康福 福祉係	浅沼晃子君	健康福 福祉主	箕輪隆紀君
健康福 保健係	佐々木恒君	建設課 財係	松代純君
産業課 観光係	大川和彦君	産業課 獣医師	浅沼今日子君
産業課 観光係	浅沼晶君	産業課 観光係	大澤知史君
農務課 委員主	金川智亜樹君	教育課 庶務係	菊池泰君
教育課 生涯係	菅原宏幸君	教育課 生涯主	関村優子君
企業課 水道係	櫻庭郁也君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	主幹	高橋太志君
書記	高井徹太郎君	書記	鈴木進吾君

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第四回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、3番、4番議員を指名いたします。

---

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

○議長（土屋 博君） ここで、昨日、教育関係の教育ローンの問題で9番議員が発言いたしました。それについて教育課長から答弁させます。

教育課長。

○教育課長（福田高峰君） おはようございます。

昨日、9番議員からご質問のあった国の教育ローンと町の奨学資金を併給できるかというご質問についてですが、町の奨学資金の申込者につきましては学生本人ということで、ローンについては親ということで、奨学金と教育ローンを同時に利用することは可能だということで、よろしく申し上げます。

また、国の教育ローンについては日本政策金融公庫が行っているんですが、窓口は商工会がやっているということで、奨学金のほうも来年に向けて問い合わせが何件か来ているところなんですが、あわせてこういったものも利用できないかということで、PRもしていければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 9番議員よろしいですか。

○9番（奥山幸子君） はい。

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第70号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） おはようございます。

それでは、書類番号2をお願いします。

1枚めくっていただいて、1ページをお願いします。

議案第70号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ171万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,576万3,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（高野秀男君） はい。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いします。

まず、歳入です。

8繰入金171万6,000円の減。特別会計では1名分の人件費を組んでおります。人件費が9月分より課長より係長に変更になったための補正になります。

なお、人件費は一般会計からの全額繰り入れとなります。

以上、歳入合計、補正前の額10億4,747万9,000円、補正額171万6,000円の減、計10億4,576万3,000円。

5ページをお願いします。

歳出になります。

1 総務費171万6,000円の減。歳入同様、人件費の減による補正になります。

以上、歳出合計、補正前の額10億4,747万9,000円、補正額171万6,000円の減、計10億4,576万3,000円。

以上で説明を終わりにします。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 決算で伺えないので補正で伺いますが、9月の敬老会で、町長が特養を増床しますと、養護を廃止するというのを受けて特養を増床するというをおっしゃったんですが、ほかでもそういうことはおっしゃられたと思いますけれども、具体的にどのようなお考えのもとでそういう発言をなさったのか、伺いたいと思います。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 私は、養護を廃止するという前提で、そういう部分でいろいろ一般質問でも、今、養護に入っている人をどうするかと、そういう問題もありますので、特養を増やして、できるだけ八丈で育った人が八丈で最期を迎えられるような、そういう施設をつくらせていきたいというという意味で、養護をなくす前提で特養をやりたいという思いからそういう発言をしました。

ただ、規模とかいつになるかは、それは養和会との調整を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） きのう高野課長がおっしゃったように、特養を増床ということは、介護保険料が上がるということにつながるわけですね。居宅に比べて施設介護というのはものすごくお金がかかっているわけです。介護保険料が上がるのは当然なんですけれども、どれくらい増やすのかによって、どれくらい介護保険料が上がるというのは町が計算することだと思うんですけれども、増床以外に自然増もあるんですよね。高齢者が増えていく。それで給付費が増えていく。そういうことで自然増もあり、なおかつ特養を増やすということが介護保険料の上昇につながっているわけで、そこを町長は覚悟の上でおっしゃっているのかなと思っているんですけれども、どうですか。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） もちろん、その数、どれぐらい増床するかという意味で、まだシミュレーションもつくっておりません。そういう意味もありますし、また、町がある程度方針を出さないと、養和会がやるとか町がやるとか、そういう部分があります。主体は養和会ですので、町がある程度こういう方針でいかないと、養和会も方針は出せないかなという思いがありますので、ある程度そういうシミュレーションをつくって、総文とか議会とか諮りながらやっていかないと、介護保険料の負担が増えるとどうしてもこの運営が成り立っていかない部分がありますので。

それと、将来は、私は高齢者は減っていくなと思っております。そういう意味で、人数をどれぐらいにするかという部分が一番の課題だと思いますので、建設費とかいろいろありますけれども、養和会のほうは、建設費はあるから経常経費を見てほしいという部分もありますけれども、やっぱり経営的に特養をやるとそんな赤字は出ないと思います。経常的な部分はないと思いますので、そういう部分をシミュレーションを見ながら、数とか規模とかを検討していきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 町長が覚悟を決めてその方針を出すということで安心しました。なるべく早くシミュレーションをしていただいて、具体的な案に書いていただけたらと思います。要望で、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） この介護保険は2014年度の法改正があつて、ことしの4月から軽度者1、2の特養の入居が廃止されるとか、あるいは事業者の給付が切り下げられたというような変更があつたわけですね。今までも訪問介護が、調理や掃除の生活援助、こういうものが保険給付から外されて、原則自己負担になる部分があつたと。それから福祉用具、車椅子、ベッドですね、このレンタルが保険外しをされるという、こういうことを、これは財務省が、来年度、17年度の予算に織り込もうとしている、これが改悪案なんです。

それで、きのうも私、質問したんだけど、総合事業として来年から取り組むわけですね。きのうの答えでは、ホームヘルプの家事援助、これは調理とか掃除があろうかと思うんだけど、あとはデイ・サービスの体操とかストレッチとかサロンとか、そういうことをやっていきたいというような答弁だったんですね。これの事業主体、これはどこになるんですか。これは包括支援センターが予想されるんだけど、包括支援センターが事業主体と

なって進めていくわけですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 事業主体は町になります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ、その具体的な折衝に当たって進めるのは包括支援センターなんですか。町が直営でやっていくということですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 包括支援センターの役割も当然ございます。どういった役割をするかといいますと、今、介護サービスを利用するに当たって各利用者のケアプラン等を作成しております。そういったケアマネジメント事業というのは引き続き包括支援センターのほうでとり行うことになります。事業の中身につきましては、町のほうで単価等も設定して、事業者との契約、また事業者の運営というふうな形での対応を考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、聞き及ぶところによると、面接員というのがいて、この人は介護なのか、あるいは介護に当たらない、要介護なのか、あるいはそうでないかという、その仕分けをするんだそうですね、面接員が。それで、要するに町の予防事業とか、新総合事業で町に移管された事業にかかわる仕組みなんだけれども、そうすると、具体的に受け手の事業者がいますよね。その事業者が派遣して、事業者のほうからお年寄りのところへ行くわけなんだけれども、そういう場合に、資格のない人たちを派遣するというような形になりますよね。それは短期間の、何時間かの講習か何かを受けて、全くの主婦の人も派遣できるという、そういうような仕組みになっているというふうに理解しているんだけれども、それはそういうことですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 実際にサービスをされる方のおっしゃっているかと思えますけれども、シルバー人材センターが家事援助として訪問する際に備えて、我々もそういった方を対象とした研修は予定しております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） だから本来、そういう研修をするといっても、もともと介護士としての資格を持った専門家ではないということなんですよ。したがって、本来的な介護ではなくて、歌ったり踊ったり、あるいはストレッチをやったりして、あれが悪化しない程度のもの



なんですね。それが治って正常化していくというようなことではないというふうに言われているんですよ。そういうことも含めてどういうふうに捉えていますか。今から町がやろうとしている、介護予防の事業をやろうとしているわけだけでも、そういうような懸念がないのかということです。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） まず、実際のサービスを利用するまでの過程としまして、ちょっとご説明させていただきます。

現在は、介護サービスをご利用する際には、町の窓口のほうに来られて申請をいたします。そのやり方というのは基本変わらないです。その中で、例えば非該当になる方も当然いらっしゃる。その非該当になられた方を、25項目から成るチェックリストで行いまして、この方にはもしかしたらこういった介護予防というのが必要ではないかというふうな場合に、私たちが設定しました、例えば体操教室やらサロンやら、そういったところのサービス利用というのを促していくと。その際には、包括支援センターのほうでのケアマネジメントが発生しまして、そこでご利用者の方に選択していただいて、サービスをしていただくということになります。

介護予防事業に関しては、介護給付費、そういう介護にならないような状況をつくるためにも、非常に重要というふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） きのうの答弁で、介護の運営協議会で話し合ったという内容だったんだけど、どういう提案をして、全体の意見はどういうような意見が出たのかということと、それから新総合事業の、来年度から取り組む、あるいは現在も取り組んでいるメニューを一覧表示して出すというような話だったんだけど、それはぜひ出してほしいと思います。その2点。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

○7番（菊池睦男君） だから、どういうような話し合いがなされたのか、介護運協でね。それを今聞いているんです。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 介護運営協議会のほうでは、私たちのほうで、各介護事業者の方といろいろと話し合い、総合事業の中でこういった事業をやりたいというところのまず提案をさせていただきました。その中で、実際に事業者の方が運営していく上で必要な、当

然予算というの発生します。そういった予算に関しては、まだ数字のほうは固まっていな  
いところではありますけれども、シルバー人材センターでの家事援助サービス等についてや  
っていく、そういったところのご説明をさせていただきました。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それで、事業者であるとか運営協議会の委員の方から、期待の声とか  
不安の声とかいろいろあったんだろうというふうに思うんだけど、そういう話の中身は  
どうでしたか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 運営協議会の委員の方からも、なかなか難しい制度という  
ところもありますので、まだこれからも会議のほうは当然続けていくんですが、今後も意見を  
いろいろと出していただくという中で、私たちのほうも、また事業者も持ち帰って、この話  
し合いを続けていくというところで、前日の協議会のほうは終了しました。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、来年度、17年度に向けてのそういう町の考え方というも  
のは、そこで提案したわけですね。それがもとになって新年度の予算編成をするわけ  
でしょう。そうすると、もう大方考えは決まっているということになるだろうと思うので、だか  
らそのプランを、メニューを出してほしいというふうに思います。これは要望です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第70号 平成28年度八丈町介  
護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第71号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） おはようございます。

介護の次のピンクの次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第71号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億702万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一般会計繰入金2万9,000円の減ということで、こちら、職員の給与費の人件費を伴う繰入金の減額分ということになってございます。

歳入合計、補正前の額2億705万円、補正額2万9,000円の減、計2億702万1,000円。

下の5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般管理費2万9,000円の減、こちら、右のほうにございます歳入同様、人件費の給料から負担金の増減による減額分ということになってございます。

歳出合計、補正前の額2億705万円、補正額2万9,000円の減、計2億702万1,000円です。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第71号 平成28年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、議案第72号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 薄緑の次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第72号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ724万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,737万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。補正額のほうを中心に説明させていただきます。

まず1番目ですが、療養給付費等交付金1,981万3,000円の減、こちら、療養給付費の交付金の減額ですが、社会保険診療報酬支払基金からの額の確定によります退職者医療費の減額分でございます。歳出のほうでも給付費を減額いたします。

その下になります。前期高齢者交付金8万8,000円の増、こちらと同じく社会保険診療報

酬支払基金のほうからの追加交付の通知による増額分となっております。

その下になります。一般会計繰入金283万3,000円の増、こちら、右のほうに2項目ほどございます。まず1点目が職員給与費等繰入金で143万3,000円の増、こちらは職員給与費等の繰入金、人件費に伴う増額分でございます。その下になりますが、出産育児一時金等繰入金、こちら140万円の増で、出産育児一時金の関係なんですけれども、3分の2相当のものを一般会計より繰り入れるというものになってございます。

その下になりますけれども、一般被保険者第三者納付金269万9,000円の増、こちら、第三者納付金のほうですが、交通事故の案件2件分を取り扱いました。その関係で国保連合会より納付金として入ってくるものでございます。

その下の雑入でございますが、695万円、こちらは、歳入歳出におきまして予算の均衡を保つために調整させていただくものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

歳入合計、補正前の額16億7,461万3,000円、補正額724万3,000円の減、計16億6,737万円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、一般管理費143万3,000円の増、こちら、右のほうにございます人件費の給与から負担金等の増額分でございます。

その下になりますが、退職被保険者等療養給付費1,000万円の減、こちらのほうは歳入でもございますけれども、退職者の医療費の実績と見込みによります給付費の減額ということになってございます。

下の7ページのほうに移ります。

退職被保険者等高額療養費200万円の減と、こちらも同様の理由による退職者医療制度の高額療養費の減額分です。

その下になりますが、退職被保険者等高額介護合算療養費20万円の減、こちらも同様の理由による減額分ということになってございます。

その下になりますけれども、出産育児一時金210万円の増、こちらは、来年の3月までに5名ほど予定者がいらっしゃるということでの増額分となっております。42万円掛ける5名分で210万円というふうになってございます。

その下の支払手数料は、この件に伴います国保連合会への手数料の増額で2,000円を組ませていただいております。

その下になりますが、後期高齢者支援金1万4,000円の増、こちらも社会保険診療報酬支払基金からの通知による納付の追加分ということになってございます。

次の8ページをお願いいたします。

前期高齢者納付金2万9,000円の増、こちらも前期高齢者納付金の追加分ということになってございます。

その下になりますが、介護納付金15万9,000円の減、こちらは実績の確定数字が減額ということでの納付金の減額分ということになってございます。

その下になります。一般被保険者保険税還付金153万8,000円の増、こちらは、過年度分の税額の更正により還付金を還付するというものになってございます。

以上、歳出合計、補正前の額16億7,461万3,000円、補正額724万3,000円の減、計16億6,737万円ということになってございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この退職被保険者、最初の予算額から相当補正されて減額されているわけですが、今この被保険者、人数はどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） この制度は平成20年度で廃止になっております。それで、今現在縮小傾向にあるということで、平成28年度の被保険者数に関しましては、対象者27名ということになってございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 出産育児の一時金ですよ。840万と210万だから、実際には45名ということになりますよね。公務員とか、あと社会保険の人の分は入っていないんですよ。それを合わせると八丈町でどのくらいの出産数になるんでしょうか。わかりますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） この現在の補正の計上額なんですけれども、当初で20名分組んでおります。それで今回5名ということで、国民健康保険では20、合計で25名です。

全体に関しましては、今ちょっとお調べして……。

○議長（土屋 博君） 病院事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 町立八丈病院では、今のところ9月までで29名。今おっしゃったように、国保、社保の方も入れていらっしゃる。全体で29名が9月までで、ただ、この後、産科の先生から言われているのが、今年度は出産件数がかなり伸びるということをおっしゃっていましたので、その辺を報告いたします。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 毎年、大体どのくらいの方が生まれているんですか。今減っている傾向なのか、ことしだけ多いのか、その辺はちょっと私も把握していません。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） 26年度と27年度の八丈町で生まれたお子様の数なんですが、57名の方、26年度も57名、27年度も57名というふうに伺っています。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 国からの交付金で保険者支援金というのがあるわけなんだけれども、これはこの補正では出てこないんだけれども、これは当初で出たその金額で決定なのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 国からの療養給付費負担金の32%分ということでございますでしょうか。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 保険者支援金というネーミングでの交付金があるはずなんだけれども、この補正に載ってないから。これは15年度からですよ。国が特別、国保の支援金として用意したもので、前からあった制度じゃないんです。去年とことしにまたがって支援されている支援金なんだけれども、それが載っていないということは、当初で出された金額で決定で載っていないのかということ。ちょっと当初予算を見る暇がなかったのです。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 都の調整交付金ということの中の支援金という。

（菊池議員「都じゃない、国の制度」の声あり）

○議長（土屋 博君） 立ってください。質問するんだったら。わかりましたか、いいですか。

7番。

○7番（菊池睦男君） 都ではなくて国の支援金なんだから、東京都の制度じゃないんです。

○議長（土屋 博君） この題に載っていないから、後ほどではどうですか。

○7番（菊池睦男君） 後でじゃ情報だけ提供して。

○議長（土屋 博君） もしあれだったら後でやるようにして。

住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） お調べて、後ほど回答させていただきます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第72号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第73号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 薄い黄色の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第73号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ552万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,665万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）



○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

設置費分担金81万8,000円の増、こちら業務用浄化槽の分担金で、事業用の設置工事費におきまして国の基準額の10%を負担していただくもので、今回実績による増額分で13基ということになってございます。

その下、使用料205万4,000円の減、こちら浄化槽使用料ですが、当初の新規設置基数の見込みによる減額分、また、過年度分までの収入見込み等を実績等により減額するものでございます。

その下になります。一般会計繰入金530万5,000円の減、一般会計の繰入金で、こちら職員費の人件費の減額分に当たります。

その下になります。雑入です。102万1,000円の増、こちら、浄化槽設置申請者の負担分の増額でございます。こちら増嵩経費の関係でございますけれども、平成28年度より申請者と工事業者の中の直接の支払い関係に制度を改善してございます。この雑入の部分に関しては、平成24年、25年、26年、27年度分までの雑入ということになってございます。

そういうことで、歳入合計、補正前の額1億217万5,000円、補正額552万円の減、計9,665万5,000円となります。

下の5ページをお願いいたします。

歳出です。

一般管理費552万円の減、こちら右にございますが、職員の人件費分で、給与から負担金の減額ということになってございます。

その下の浄化槽管理費及び浄化槽整備費のほうに関しましては、財源更正ということになってございますので、よろしくをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額1億217万5,000円、補正額552万円の減、計9,665万5,000円ということになってございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第73号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第74号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

書類番号3の1ページをお願いいたします。

議案第74号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、平成28年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

支出、水道事業費用239万6,000円の減、1 営業費用378万4,000円の減、こちらにつきましては、1 原水費53万4,000円の増、こちらにつきましては、委託料、こちらが大川水源の清掃業務委託の増でございますが、大雨によるもので増となっております。車両費、車両修繕代でございます。

2 浄水費52万4,000円の増、こちらにつきましては、修繕費におきまして、大川浄水場の

ろ過池修繕を行いました。それと、大賀郷浄水場の膜ろ過設備の膜ろモジュールの修繕を行います。

それから薬品費でございますが、ポリ塩化アルミニウムといたしまして、濁りを取るための薬、これは大雨によるもので使用量が増えております。そちらの分の増となっております。

下のページ、3配水及び給水費でございますが、149万8,000円の減、通信運搬費におきましては、中央監視用の電話回線、そちらのほうの増。それから、委託料が漏水等の修理の委託を減額してございます。

4業務費427万6,000円の減、こちらにつきましては、人件費に係るものでして、減額となっております。

次のページをお願いいたします。

業務費の中の賃金につきましては、2万5,000円の増となっておりますが、こちらにつきましては、樫立の検針員がおやめになりましたので、その引継ぎ分として賃金を増額させていただいております。

それから、被服費につきましては、被服貸与のほうが済みまして、不用額を減額ということでございます。

5総係費93万2,000円の増、こちらにつきましても人件費に係るものです。

下のページ、2営業外費用の1支払利息及び企業債取扱諸費でございます。こちらが企業債取扱諸費といたしまして22万1,000円の増となっております。こちらにつきましては、平成27年度におきまして企業債をお借りしたのですが、水道の場合、管路分と機器の分と2つに分けて企業債をお借りしております。管路分が実は少なく済んだので、機器のほうへ回そうかなというところで考えていたのですけれども、それが項目別にきちんとしなさいというところで、お返しをするに当たっての加算金ということで、22万1,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

消費税、こちらにつきましては消費税納付額が増額となっております。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1資本的収入、1企業債、こちらにつきましては増減はございませんが、工事の内容によりましての増減に係るもので、補正額はゼロとなっております。

3国庫支出金845万5,000円の減、こちらは国庫補助金の坂上地区の老朽管更新工事、こちらにつきましては国庫補助額が845万5,000円減額となりまして、それによるものでございます。

4都支出金、1都補助金でございますが、845万5,000円の増となっております。こちらにつきましては、その前にお話ししました坂上地区の老朽管の更新工事、国のほうの補助が減った分、こちらの分を東京都が追加で補助をしていただけるということでございます。

下のページ、支出でございます。

1資本的支出1,043万2,000円の減、1建設改良費1,523万2,000円の減、配水施設費でございますが、委託料におきましては、配水管の布設工事の設計の減、それから水道施設の改修工事、こちらは安川水源の部分のものでございますけれども、その分が増。それから工事請負費、こちらが大賀郷の愛光タクシー、愛光観光の前の工事でございますけれども、護神向里線配水管改修工事の減額分、それから安川水源の改修工事等で計上させていただいております。補正額につきましてはゼロでございます。

2坂下地区上水道整備費1,688万8,000円の減、こちらにつきましては、委託料が設計委託でございますけれども、差金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

工事請負費につきましては、やはりこちらのほうも入札の差金の減額でございます。

3坂上地区簡易水道整備費、こちらが140万4,000円の増。委託料につきましては、こちらは差金分での減となっております。工事請負費でございますが、差金分もございますが、施設の機器の改修分を追加させていただいております。それによりまして527万6,000円の増となっております。

2企業債償還金、1企業債償還金でございますが、こちらにつきましては、先ほど3条予算のほうでの企業債取扱諸費と同様に、こちらが企業債分の償還分が480万円増額となっております。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 課長、きのうの檜立の断水かな。ちょっとそれを説明していただきたい。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 檜立の出張所から昨日11時前に連絡がありまして、水が出ている箇所があるという連絡をいただきました。早急に水道の職員が向かったわけなんです、場

所は檜立の佐藤運送、児童公園の前の佐藤運送の上のほう、山の中なんですけれども、実はここに埋設をしております、昭和46年に埋設しましたVP管といいまして、塩化ビニール管です。ネズミ色の昔の管ですね。そちらの口径が100ミリの管。こちらに5センチほどの亀裂が入っております、そこから漏水をしておりました。それを修理を行うためにバルブで止めると、一時的に止めてというところだったんですが、近くにその止められるバルブがなくて、配水池の近く、根元のところで止めたということで修理をさせていただきました。

大体17時30分ごろには作業のほうを終了いたしまして、その後、濁りを抜く作業としまして、下流域のほうでドレーンを行ったというところで、おおむねですが、19時、午後7時ぐらいいまでかかっての修理ということになりました。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ちょうど夕食時期、多分檜立の住民の方は苦労したんだろうなと思っておりますけれども、そこは今度大規模水道工事をやるんですか。改修工事をやりますか。その場所。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 順次古い管につきましては考えておりますけれども、今年度におきましては別の個所で、やはり昭和30年代の管もございます。同じく昭和40年代の管もございますので、そちらのほうを今回につきましては工事をさせていただくということで考えております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 別のことになりますけれども、15ページ、工事請負費なんですけれども、護神向里線、401万3,000円か。そうすると安川水源改修工事、これに充ててぴったりの金額なんですよね。こんなぴったりいくものかなと。安川水源のほうの改修工事を途中でやめたとか、そういうことはないか。それとも業者が泣いているとか、そういうことはないか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 一時的といいますか、水をとれるような状況にするというところで、今、一段落したところで、これからさらに完全を期すための工事を行いたいというところで、業者のほうで、うちのほうで値切るとかということとはございませんで、その予算の中でできる範囲のものをさせていただきたいということでございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君）きのうも質問したんだけど、安川の改修工事400万で出ているんだけど、これでまず、きのうも聞いたんだけど、どういう事情によるものだったのか。何かオーバーフローする水を排水する設備がついていなかったというようなことをおっしゃっていたね。そこのところをもうちょっと詳しく説明して、そしてこれが一時的な改修なのか、もう根本的にこれで改修されて、今後はそういう事故は起こらないと、再発防止は完全なのかどうなのか、そこのところ。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） まず原因といたしましては、昨日申し上げたように、密閉をされている安川水源なんですけれども、大雨によって雨量が増えたということで、水量が、水源に集まる水が増えました。それで、下流側に20メートルぐらい下がったところに集水枡といまして、タンクが一つ設けられているんですが、そこから今度は安川ポンプ場へ届く間に結局は飲み切れない状態。それだけの水量が増えて、上へ上へと圧力がかかっていったところで、安川水源の密閉されているものが破壊された、壊されたということで、取水を止めたということになります。

その対策といたしまして、まずは水をとる水源の部分のコンクリートでの一時的な補強です。それと、その下流域にあります集水枡の、こちらには点検用のふたが2枚ついておりますが、その点検用のふたの改修。大雨によって一部壊されたところもありますので、その部分のふたのかさ上げを行います。

それから、実はこのタンクに、それまでこういった大雨による影響がなかったものですから、オーバーフロー管がついてございませんでした。水量が多くなったときに対応ができるということで、オーバーフロー管を設置して、今後、水源のほうに飲み込めないことによる圧力がかからないような方策を今とってございます。

それにつきましても、今現在、それでよいのかも検証しつつ、今度、水源、コンクリートで補強はいたしましたけれども、今後、設計といいますか、コンサル等と相談をしながら、もっと強靱なものをつくっていくかどうかというところで今考えているところです。それにつきましてもは次年度になるかもしれませんが、できれば補助等をいただきながら行ってきたいというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 11ページの委託料の減額についてお伺いします。

先ほどから檜立の漏水の修理のことが出ておりますが、八丈の管、いろいろな場所がもう傷んでおりますので、たくさん漏水する場合もあるかと思うんですが、今ここで減額してしまっても大丈夫なのかなど。今後また漏水が起きました、増額しますよということはないのかなということが心配なんですけれども、その辺、どのようなお考えで減額の補正を出したのかお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 配水及び給水費での委託料、こちら漏水修理ということで、2,000万円ぐらい予算を計上させていただいております。小さいものと、こちらのほうの予算を使わせていただいておりますけれども、大きくかかる、例えば舗装を壊さなきゃいけないとか、そういった大きなものにつきましては、実は3条予算ではなくて、4条予算の配水施設費のほうで工事を行っております。その分で多少見込みとしては減額ができるだろうというところで、こちらの補正予算のほうを上げさせていただいております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

企業課長、今後設計するときに、逆圧でやられたわけだから、ちゃんとするように設計の段階で。冗談じゃない、税金を使うんだから。

ほかにないですか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第74号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第75号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運

送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、黄色いページから2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算でございます。

議案第75号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則、第1条、平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。支出でございます。

1 自動車運送事業費用5万1,000円の増、営業費用4万8,000円の増、1 運転費、こちらにつきましては人件費に係るものでございます。

次の8 運輸管理費5万9,000円の減、こちらにつきましても人件費に係るものでございます。減となっております。

次のページをお願いいたします。12ページです。

10一般管理費232万8,000円の増、こちらにつきましても人件費に係るものでございます。退職給付費のほうは228万1,000円の増となっております。

下のページです。2 営業外費用3,000円の増、こちらにつきましては、4 消費税の納付額の増でございます。

資本的収入及び支出。支出でございます。

1 資本的支出2万4,000円の増、こちらにつきましては、1 企業債償還金でございますが、償還額が確定をしたことにより2万4,000円の増でございます。

以上で一般旅客自動車運送事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。



○10番（奥山博文君）　ここの3ページ、企業会計だからある程度はわかるんだけど、自動車運送事業費用で、運転費、運輸管理費、減額は補正予定額で減額されているんだけど、備考のほうで費用を増額と書いてある。本来、増額であれば、減額じゃなくて増額するべきなんだけど、これはなぜ減額して増額になるのか。本来であれば、こういう書き方は余りよくないんじゃないかなと思うんだけど、企業会計だからわかりはするんだけど、ちょっとおかしいかなと思うんだけど。

○議長（土屋 博君）　企業課長。

○企業課長（沖山 昇君）　失礼しました。運転費、それから8の運輸管理費ですね。こちらにつきましては減額ということで、ミスプリントで申しわけございません。ありがとうございます。

○10番（奥山博文君）　企業会計でこうなっているのかなと思っていた。

○企業課長（沖山 昇君）　いえ、これは減額でございます。すみません、間違えました。申しわけありません。

○10番（奥山博文君）　わかりました。

○議長（土屋 博君）　ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君）　10ページをお願いします。

給料のほうで97万円減りまして、12ページの退職金のほうが増えているように読めるんですけど、これは運転手さんまたはバスガイドさんがおやめになったということなのでしょうか。以前から人数が足りないというふうには聞いているんですけど、その辺の人数的なものはどうなのか教えてください。

○議長（土屋 博君）　企業課長。

○企業課長（沖山 昇君）　今年度におきまして退職はございません。ただ、当初予算との予算上の過不足の部分でのものございまして、特にうちの職員のほうで退職をするということとはございません。

○議長（土屋 博君）　精査した結果減額したんでしょう。そう言えばいいじゃない。整理した結果三角になったんだから。

いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第75号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第76号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、病院事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくっていただいて、1ページになります。

議案第76号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則、第1条、平成28年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

中ほどです。企業債、第5条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

変更でございます。起債の目的の医療機械器具整備事業、補正前が3,160万円、補正後2,660万円となります。

次に、下のページ、他会計からの補助金でございます。

第7条、予算第8条本文「国民健康保険事業のため、国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、300万円である。」を「国民健康保険事業のため、国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570万円である。」に改める。こちらにつきましては、東京都の補助金ございましたが、これを国保会計を經由して補助金をいただくと

いうところでの変更となります。

次に、継続費でございます。第8条、予算第11条に次のとおり継続費を追加する。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名です。非常用発電機ラジエーター改修事業、総額が1,010万円。年度割でございますが、平成28年度はゼロでございます。平成29年度におきまして1,010万円を予定しております。こちらにつきましては、停電時に運転をする発電機の冷却装置、ラジエーターの老朽化と腐食により早急な改修が必要となりました。調査をしたところ、冷却装置につきましては受注生産であることから日にちがかかるということで、継続費にて改修事業を行うものでございます。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、収入、1 病院事業収益、1 医業収益379万1,000円の増、1 入院収益でございますが、こちらはペースメーカーアダプターの交換術で増となっております。

2 外来収益でございますが、こちらは酸素吸入装置の賃借料としての収益の増となっております。

下の支出、1 病院事業費用762万8,000円の増、医業費用732万1,000円の増、1 給与費でございますが、こちらは人件費に係るものでございまして減となっております。

次のページをお願いいたします。

下のほうで、2 材料費93万7,000円の増、こちらはペースメーカーアダプターの購入費でございます。診療材料費でございます。

下のページ、3 経費806万9,000円の増、こちらにつきましては、旅費交通費が赴任旅費に係るものの増。それから賃借料につきましては、酸素供給装置の賃借料、それからモーターベッドの3台の賃借料でございます。

次に、委託料につきましては、間仕切りの設置の委託等でございます。それと、電子カルテの関係におきまして費用が増額となっております。

修繕費でございますが、こちらにつきましては、空調機械室のガラリの交換を予定してございます。

管理費2,205万5,000円の増、次のページをお願いいたします。こちらにつきましても人件費に係る増減額となっております。

下のページ、6 減価償却費、こちらにつきましては8万7,000円の減、減価償却費の減となっております。

2 医業外費用、1 支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、こちらにつきましては、企業債利息39万2,000円の減となっております。

4 消費税、こちらにつきましては3万1,000円の減で、消費税の納付額が減となっております。

3 特別損失、1 過年度損益修正損、こちらにつきましては73万円の増でございますが、外来収益の還付金でございます。

次のページをおめくりください。16ページになります。

資本的収入及び支出、収入、1 資本的収入、1 企業債でございます。500万円の減、こちらは医療機械器具整備事業の企業債500万円の減でございます。

都支出金、都補助金でございますが、270万円の減、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました国保会計を経由してのもので、270万円の減となっております。

4 他会計補助金、1 他会計補助金270万円の増、こちらも国保会計からの分が増となります。

支出、1 資本的支出、1 建設改良費176万4,000円の増、こちらは固定資産購入によるものでして、冷蔵庫、エアコン、それから画像システム用のパソコン、それと眼圧計を購入予定でございます。

以上で病院事業会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9 番。

○9 番（奥山幸子君） 16ページの企業債のところ、医療機械器具整備事業のところ500万減額されているんですけども、この医療機械はどんな機械で、どうして500万減額になったのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） こちらは、当初予算で購入を予定しております医療機械、そちらのほうに充てる企業債でございますが、当初予算からこちらのほうの購入予定のものを精査いたしまして、減額となったものでございますが、購入予定をしておりますものが、多項目の自動血球分析装置とか、それから超音波骨評価装置、自動間欠吸引装置、そのほかございます。そちらのほうの固定資産の購入用の企業債の減ということでございます。

○議長（土屋 博君） ちょっと説明が曖昧で、病院事務長、答弁。

○病院事務長（奥山 勉君） 今、企業課長のほうからおっしゃいましたように、当初予算で医療機器として3,000万幾らを組んでいましたが、その中で、シリンジポンプとか、そういった細々としたもので次年度に延ばせるものは延ばそうということで、いろいろ検討した結果このようになりました。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうすると、さっき課長がおっしゃった3つぐらい、血球検査とかありましたよね。それはそのまま予定していた購入なんだけれども、それを安くしてもらったとかそういうことじゃなく、シリンジを来年買うということで500万減額なんですか。機械そのもののあれなのか。

○議長（土屋 博君） 病院事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 実は今年度、これは補助金をいただいて購入するものなんですけれども、その補助金の内定というんですか、それをいただかないと、契約とか先に発注することができずに、実は今年度非常におくれていまして、国からの査定というか、内定が出ないということで、実は先月になってやっと内定が出たので、契約等の動きをしてくださいということでしたので、差額とか差金とかそういったものではございません。今から多項目とかそういったものを購入していく形でございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 医療機械はいろんなところから製品が出ていますけれども、何社かで入札みたいにするんですか。

（「はい」の声あり）

○9番（奥山幸子君） そうですね。たたくと結構安くなるので、そういう方法でなるべく安く購入するように努力してください。

○議長（土屋 博君） いいですか、答弁は。

（奥山（幸）議員「はい、いいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） さきの9月議会で……

○議長（土屋 博君） ページ数は。

○7番（菊池睦男君） これはこの補正予算に載っていない案件です。

広尾病院の家族の宿泊所の問題ね。これについて都議会で質問してもらったんです。11月

22日に、厚生委員会で我が党の畔上都議に質問してもらいました。

ちょっと読みますが、「この島しょの方々には救急搬送がどうなるのだろうかという不安を持っていらっしゃいました。移転によってどうなってしまうのかということです。この移転によって移送の方法が変わるのでしょうか。また、家族の宿泊施設の数、それから利用方法、これは変わるのでしょうか伺います。」という質問をしたんです。

そしたら、谷田サービス推進部長が、「広尾病院は、これまでも島しょ医療の基幹病院として、島しょ地域の医療水準向上に取り組んでまいりました。改築後におきましても、島しょ医療については、基幹病院としての位置づけはいささかも変わるものではなく、適切に実施してまいります。」。これは3月の三宅都議の質問に対する元石原都知事、それから担当部長の答えと全く同じ答弁なんです。

続けて畔上議員が、「ぜひ島しょの皆さんの不安を解消できるように、基幹病院としての位置づけ、それから家族宿舎の利用方法も、今の答弁ではいささかも変わらないということなので、ぜひ周知していただきたいと思います。ちょっと数のことはおっしゃらなかったんですが、確認ですが、数も変わらないという認識でよろしいのでしょうか」と続けて質問したんです。そしたら、サービス推進部長は、「先ほども答えたとおり、基幹病院としての位置づけはいささかも変わるものではございませんので、適切に実施してまいります。」という同じ答弁を2回繰り返しているんです。

そういうような都議会での質疑がありましたので、町長、管理者、それから事務長、3人で行かれて、まだそういうことは具体的に決まっていなかったというような話だったんですが、このようにして東京都の考えは一貫して変わらないことが確認されているわけですので、その立場で絶対ここは譲らないで、事あるごとに主張していくべきではないかというふうに思っていますが、どうですか、町長。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 今、ヤタ部長と言いましたけれども、私たちが行ったタニダ部長だと思えますけれども、そういうことで管理者と3人で行って、谷田部長にはよろしくということをお願いしておりますので、本当に共産党議員の先生がそういう質問をして確認をとったということで、力強く思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第76号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前10時24分)

---

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

---

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、書類番号4番をお願いいたします。

議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院による公民給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の給与等を改正する必要があるので、本案を提出します。

ページをおめくりいただいて、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、主には、ポイントが幾つかありますが、1つは職員の給料表、ずらずらと後ろに給料表が出ています。ここの給料表の改定ということになります。率にして、人事院勧告では0.2%と、そういった改定になります。具体的な金額でいきますと、主事とか主任、そうい

ったところに重点を置いて、1,500円から400円という幅で給料表の金額がプラス加算されているというところがございます。

それからもう一つ、期末勤勉手当、いわゆるボーナスのところなんですけれども、今現在が1年間で4.2カ月というところになってはいますけれども、これを0.1カ月増やしまして、年間で4.3カ月にしますよというところになります。

同じく、議員の皆さんと特別職のところでございますと、期末勤勉手当、ボーナスの関係を、今現在3.15カ月というところなんですけれども、これを0.1カ月増やしまして3.25カ月にしますと、そういった改正になっています。

それからあとは、細かいところでいくと、介護の関係の休暇とか、こういったもののとり方が少し幅を持ってとれるようになったりといったところ、それからあと扶養手当の関係、これが今1万3,000円なんですけれども、これを段階的に6,500円にしていきますということ。それからあと、逆に子供に係る手当、こちらは今6,500円なんですけれども、これを1万円に増やしていきますよという、そういった改定が盛り込まれているというところがございます。

ことしの4月1日にさかのぼってというところでの給料の改定と、扶養手当関係は来年の4月1日からということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。



---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第78号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（佐藤真一君） ただいまの同じく資料4番の給与条例の次、13枚目になります。

議案第78号 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方税法に規定する固定資産税の一部について、平成28年度まで適用となっている不均一課税の改正及び地域決定型地方税制特例措置を定める必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

八丈町町税条例の一部を次のように改正するというので、上の部分と下の部分と大きく2点に分かれます。

上のほうの第62条の2関係では、固定資産税の税率の特例、不均一課税の延長及び改正ということで、こちらは先日の全協で説明申し上げましたとおり、1つとして平成29年度から33年度まで特例措置を5年間延長する。2点目としまして、固定資産税の税率は標準1.4となっておりますが、国際観光ホテル整備法による登録ホテルは100分の0.7、同法適用の登録旅館は100分の0.93とするということで、1.4が通常でございますので、登録ホテルについては半分、登録旅館については約3分の2というような形になるということでございます。

下のほうの後段、附則第10条の2関係でございますが、こちらは固定資産税の税率の特例、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と言われるものでございます。そちらの採用ということで、わがまち特例というのは、固定資産税の一部を法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組みということでございます。

ただし、第10条の2第1項から第10項まで対応してございますが、対象施設は、1項のほうは、汚水または廃液の処理施設、大気汚染防止法の指定物質排除抑制施設、土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制措置、特定再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電設備、自然冷媒を利用した業務用の冷蔵冷凍機器に係る固定資産

税、償却資産ですね、及び10項でサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産、家屋の減額措置となっておりますが、現在のところは八丈町に該当施設はございません。ただし、今後対象となる可能性がございますので、特例措置を講ずるものでございます。

上のほうの施行は29年4月1日、附則第10条の2は28年4月1日から適用したいということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第78号 八丈町町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第79号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） ただいまの議案の次をお願いします。

議案第79号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。延滞金計算の基準額及びその端数並びに算出後の金額及び端数の切り捨て額を引き

上げるために本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例。

本条例は、強制徴収権のある八丈町の債権を除く八丈町の債権の徴収方法を定める条例でございます。

今回の改正の目的は、条例の趣旨として、根拠法令を明確にすることや、延滞金計算のときに計算の基礎となる金額に100円未満の端数やその金額自体が100円に満たないときは切り捨てて計算していたものを、1,000円未満の端数及びその金額が2,000円に満たない場合は切り捨てる。また、計算後の金額に100円未満の端数がある場合、その金額が1,000円未満の場合にも切り捨てる計算にするものでございます。

ここで議員の皆様におわびしなければならないのですが、延滞金の計算率は改正してございましたが、端数計算の改正の適用月日を遡及しておりませんでした。今回の改正を平成26年1月1日に遡及して適用いたしたく、お願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第79号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第80号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） それでは、引き続き上程文を読み上げさせていただきます。

議案第80号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをおめくりください。

八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本条例なんですが、こちらは児童福祉法の改正により、里親の規定部分がこれまで項立てであったものを条立てというふうになっておりますので、そこで条例を整備するものです。

施行日は平成29年4月1日からとなっております。

以上となります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） 勉強のためお尋ねしますが、この乳幼児というのは何歳までの子を対象に、どういう恩典があるんですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） こちらでいう乳幼児とは、未就学児までのお子さんになります。所得制限はありますが、八丈町の場合は自己負担なしで、医療機関にかかった場合、医療費無償化としております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第80号 八丈町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第81号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） 引き続き、改正文を読み上げさせていただきます。

議案第81号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。児童福祉法の改正により条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをおめくりください。

八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

こちら先ほどの乳幼児の医療費の助成に関する条例と同様に、条文の中に、医療費の助成の対象外となるところで里親という規定があるんですが、そちらが親法の児童福祉法のほうで項立てがなくなりましたので、改めるものです。

施行日は、同様に平成29年4月1日からとなります。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） これも先ほどと同様、どういう内容の恩典があるんですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） こちらも医療費の助成ということなんですが、ひとり親家庭ということで、ご両親のどちらかがいない場合、また、ご両親どちらもいなくてその

お子さんを保護している養育者の方の医療費の助成というものがあります。

こちらも自己負担なしで、乳幼児の医療費の医療証の場合はお子様だけが対象となるんですが、ひとり親家庭の医療証の場合はその保護者も無償となっています。こちらも所得制限がありますので、ひとり親であるからといって全ての方がこちらの対象となるわけではございません。

○7番（菊池睦男君） 子供の年齢は。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） 18歳までです。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第81号 八丈町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、議案第82号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第82号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市

町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記議案を提出する。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。平成29年4月1日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会へ加入することに伴い共同設置規約の変更が必要となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約ということで、ただいまの西東京市、柳泉園組合、それからあとは多摩六都科学館組合が公平委員会に加入をするということでの規約の改正ということになります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません。不勉強なので教えてください。公平委員会はどのような団体で、島は加入しているのでしょうか。過去にどんなことがあったのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 東京都の市町村で構成されるわけなんですけれども、入っているところと入っていないところがまずあります。今現在、11の市と5つの町、それから8つの村、それからあと、先ほども出たように組合ということで一部事務組合、こういったところが12加盟をしております。

そこで一緒にやることは何かというと、職員のいわゆる給料関係で不服が出たときの、その受け皿ということになります。

過去にどうこうというところでいくと、八丈町で特に公平委員会で取り上げられたというような事例はありませんけれども、今加盟している市町村、それから組合での職員関係による不服関係の案件を取り扱っているということでございます。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第82号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

---

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第16、認定第4号 平成27年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(菊池正勝君) 書類番号5をお願いいたします。

認定第4号 平成27年度八丈町一般会計決算認定について。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

お手元のほうに、一般会計の決算書及び企画財政課の決算審査資料、また、平成27年度の監査委員によります八丈町財政健全化審査意見書、この3点をご用意いたします。一般会計の決算書、企画財政課の決算審査資料、あと監査委員によります八丈町財政健全化審査意見書についてというような文書があります。この3点をご用意いたします。

まずは、平成27年度の八丈町一般会計決算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度の八丈町一般会計の決算につきましては、歳入総額76億7,835万7,344円で、前年度と比較いたしまして3.2%の増。歳出総額につきましては75億6,099万6,804円、前年度



と比較して2.6%の増となりました。

以上の結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億1,736万540円となりました。こちらから事業繰り越しのために翌年度に繰り越すべき財源3,799万5,000円を差し引いた実質収支額については7,936万5,540円となります。

続きまして、決算書の94ページをお願いいたします。

こちらは1,000円単位となっておりますけれども、翌年度に繰り越すべき財源3,799万5,000円の内訳が記載されております。27年度につきましては、繰越明許費繰越額3,101万7,000円、事故繰越し繰越額697万8,000円となっております。

繰越明許費繰越額の内容につきましては、自治体情報システム強靱性向上モデル構築事業586万円、旧末吉小学校活用事業677万9,000円、フリージアまつり補助金153万2,000円、一つ橋架け替え工事1,540万5,000円、中之郷排水路災害復旧事業74万4,000円、中之郷未認定道路災害復旧事業69万7,000円でございます。

事故繰越し繰越額の内容につきましては、小規模土地改良事業、橋の沢地区農道整備工事404万6,000円、耐震性貯水槽建築工事（その1）293万2,000円でございます。

続きまして、決算書の120ページをお願いいたします。

まず、歳入の合計でございます。先ほど申し上げましたけれども、収入済額76億7,835万7,344円であります。予算現額77億4,599万6,545円に比べ6,763万9,201円の収入減となりました。ただし、予算現額の中には、繰越財源として28年度に収入となる見込み額8,349万5,000円が含まれていますので、実際は1,585万5,799円の収入増となっております。

歳入のうち、未収入額については、町税その他を合計し7,745万7,353円となりました。平成26年度に比べ2,386万9,586円減少しておりますが、これらの収入確保には今後とも引き続き努力してまいります。

不納欠損額でございますけれども、1,555万9,165円で、このうち私債権の放棄につきましては、使用料及び手数料の住宅使用料90万7,700円でございます。内容につきましては後ほど建設課長より説明いたします。

歳入の主な構成比につきましては、大きい順に地方交付税32.7%、次いで都支出金が29.1%、町税が12.1%、町債が10.3%、国庫支出金が4.9%などとなっております。

決算書の118ページをお願いいたします。1枚戻ります。118ページでございます。

歳入の構成比については3番目となる町税についてですが、調定額10億583万8,312円、収入済額9億3,144万1,024円となりました。調定額、収入済額ともに減となりまして、収入額

につきましては2,277万6,036円減少しました。

未収入額につきましては、1,927万7,541円減りまして6,021万8,315円となっております。

徴収率につきましては、現年度97.8%で、26年度比0.5ポイントの増、滞納繰越分31.5%、26年度比で6.7ポイントの増となり、合計では1.5ポイント増の92.6%となりました。

細かな数値につきましては、税務課の決算審査資料でご確認ください。

次に、歳出についてでございます。

決算書の122ページをお願いいたします。

歳出合計でございますが、先ほども申し上げましたけれども、支出済額が75億6,099万6,804円でありまして、予算現額に比べまして1億8,499万9,741円の支出減となりますけれども、翌年度への事業繰越額1億2,149万円を差し引きますと、不用額は6,350万9,741円となりました。26年度と比較しますと、不用額は134万2,449円の減となりました。

繰越事業の中身につきましては、繰越明許費繰越事業といたしまして、総務費の自治体情報システム強靱性向上モデル構築事業、旧末吉小学校活用事業、個人番号カード交付事業、民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、商工費のフリースタイルまつり補助金、土木費の一つ橋架け替え工事、災害復旧費の中之郷排水路災害復旧事業、中之郷未認定道路災害復旧事業、事故繰越事業といたしまして、農林水産業費の橋の沢地区農道整備事業、消費税の耐震性貯水槽建築工事（その1）となっております。

歳出の構成比でございますけれども、多い順に民生費が20.4%、次いで衛生費が16.9%、総務費が12.9%、土木費が11.4%、公債費が10.2%などとなっております。

次に、歳入歳出の26年度との比較でございますけれども、次は企画財政課の決算審査資料のほうをお願いいたします。企画財政課決算審査資料の1-4ページをお願いいたします。

歳入歳出の26年度との決算額の比較でございます。

歳入につきましては、26年度との比較で大きく増えているものにつきましては、町債、地方交付税、地方消費税交付金、寄附金となります。増加額は、町債が消防デジタル無線整備事業債の増によりまして3億8,332万9,000円、地方交付税が普通交付税の基準財政需要額、人口減少等特別対策事業費の増によりまして1億6,693万3,000円、地方消費税交付金が消費税の中間申告制度の差額分により8,252万6,000円、寄附金がふるさと納税の高額寄附により5,319万9,000円の増となっております。

一方、大きく減っているものにつきましては、都支出金、繰越金、国庫支出金となります。減少額は、都の支出金が島しょ漁業振興施設整備事業補助金の減によりまして1億

8,162万3,000円、繰越金が実質収支、26年度の継続費繰越金等の減によりまして1億5,859万2,000円、国庫支出金が八丈プラザ公園整備、町道改良事業の補助金の減によりまして9,680万8,000円の減となっております。

次に、歳出のほうでございますけれども、増加額が大きいものとしたしましては消防費、総務費、民生費となります。増加額につきましては、消防費が消防デジタル無線整備事業の増によりまして4億7,739万8,000円、総務費が基金の積立金、マイナンバー関係システム改修事業費の増によりまして1億7,443万9,000円、民生費が国保会計繰出金、障害者扶助費等の増により8,176万2,000円の増となっております。

減額となったものにつきましては、農林水産業費、土木費、衛生費、諸支出金となります。減少額は、農林水産業費が漁協への燃油施設整備補助の減によりまして2億3,742万円の減、土木費が、八丈プラザ公園整備事業が終了、町道改良事業、町営住宅建設事業の事業費の減によりまして1億9,456万7,000円の減、衛生費、諸支出金が公営企業会計制度改正に伴う病院事業会計、水道事業会計、一般旅客自動車運送事業会計繰出金の減により、衛生費1億6,180万6,000円、諸支出金3,086万7,000円の減となっております。

次に、平成27年度の財政状況についてご説明いたします。

ただいまの企画財政課決算審査資料の1－5ページをお願いいたします。

まず、財政構造の弾力化を示す経常収支比率でございますけれども、普通交付税、地方消費税交付金等の経常一般財源が増加したことから89.2%となり、26年度と比較して2.2ポイント減少しています。

町債の平成27年度末の現在高につきましては、消防デジタル無線整備事業債借入額の増によりまして73億7,646万6,000円となり、平成26年度より9,831万2,000円増加しております。定額運用基金を含めた基金の現在高につきましては、財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさと創生基金への積み立てを行ったことによりまして28億1,035万7,000円となりまして、平成26年度末と比較して1億7,100万円増加しました。

続きまして、監査委員の財政健全化審査意見書についてをご用意ください。3枚目の意見書のほうをごらんください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、26年度と同様に赤字なしということになりました。

実質公債費比率につきましては11.3%と、26年度に比べ1.1ポイントの増となっております。

将来負担比率については68.1%と、平成26年度に比べ13.9ポイントの減となっております。将来負担比率につきましては26年度よりも減少いたしました。実質公債費比率、将来負担比率とも、都内市町村においては高い数値であることに変化はございませんでした。

財政健全化判断比率につきましては、全て基準内ではございますけれども、積極的に施策を進めながらも、将来への負担軽減も図っていかねばならないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上で平成27年度一般会計決算の説明を終わりますけれども、続いて私債権の放棄につきまして建設課長よりご説明いたします。

○議長（土屋 博君） 続いて、不納欠損についてを建設課長、説明願います。

○建設課長（菊池 良君） それでは、八丈町一般会計決算書15ページをお願いいたします。

ちょうど真ん中あたりになるんですけど、土木使用料の住宅使用料でございます。八丈町債権管理条例第14条に基づき、八丈町が平成27年度に実施した私債権、住宅使用料の不納欠損についてご報告させていただきます。

金額は90万7,700円、債務者は7名でございます。

債務者に対しては、督促、訪問交渉、裁判など徴収に努めておりますが、当該債権は平成15年度から平成22年度分の債権で、既に消滅時効に係る時効期間が経過しており、実質回収できない債権でございます。

なお、消滅時効は、民法169条第1項の規定により5年となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

休憩したいと思います。午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時24分)

---

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（土屋 博君） お諮りいたします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書歳入の10ページから25ページについて質疑をお受けいたします。  
歳入全般でございますので、よろしく申し上げます。

5番。

○5番（山本忠志君） 25ページの納付金のところですが、給食費の納付金のところなんです、314万、ちょっと多過ぎて、どういうことなのかなと思って、後ろのほうの資料を見ましたら、昨年度の未収金額190万ということになっていきますので、ちょっとご説明をいただけないかなと思うんですけども、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 給食費の歳入についてですが、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 給食費の未納の増額ということで、これにつきましては、原因ということ、大変申しわけありません、給食センターの職員1人に任せてしまったということがありまして、今回この数字になってしまった経緯があります。

ただ、その後、教育委員会全体で収納に励んでおりまして、今、数字も、滞納の収納の率も上がっておるところでございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 今に関連しまして、教育課の資料9の9-1ページなんですけれども、給食費の関係で、中学校の教員等の方の未収というのがあるんですけれども、学校の先生というのは天引きかなと思うんですけれども、なぜ先生が未収なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） これについても大変申しわけありません。

この先生1名分なんですけれども、この先生、お恥ずかしい話、支払いがおくれがちでございました。ただ、督促を出すと必ずすぐお支払いをさせていただいていて、4月に督促を出したときに、職員がもう払っていただけるものだというふうに認識してしまいまして、こういった結果になってしまいました。まことに申しわけありません。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 給料を払うのは町なので、その辺のところは、例えば督促を出してお

支払いいただけない場合には、給料から差し引くとか何かすることはできないのですか。それはシステム上のことです、過去どうだったかということではなくて。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 給料は東京都から出ておりますので、そこら辺はご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 今のなんだけれども、その先生は今も勤めていますか。

（「はい」の声あり）

○10番（奥山博文君） 勤めている。それでいいんですか、教育長。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） この件は大変恥ずかしく思っ、校長会でも、非常に恥ずかしいことだから学校のほうでも鋭意指導してくださいということで、お金がないからということではなくて、納付のあれでうっかりしていたのかなと思っていますが、二度とこういうことがないように、校長会を通して学校の先生方には指導をその後しております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 私が言うのは、教育者が、子供たちに教えるべき人がそういう状態で勤めているというのはいかがなものかと。何らかの処分をすべきだと思うんですけれども、どうですか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 同じ教員が継続してこのようなことがあったら、そのような処罰とか指導の対象になるかと思いますが、今回はやはり学校側のそういうところの意識も足りなかったかなと思いますので、今後よく見て、そういう必要が、またこの次出てきた場合はそのように対応してまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 教育長自身がその教員の方とお話をするとか、されていますか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 個人と会って私が指導しているということはありません。校長を通して指導をしてくださいということで、そのようになっています。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 保護者に対して教育委員会のほうから、教員が、要は自分のところの部下ですよ。部下というか、職員がそういう状態で、保護者に対して給食費未納を払えなんてことを今度言えなくなる。まず身内の方のそういうのがなくなると、恥ずかしいと言ったけれども、本当に恥ずかしいことだと思うんですよ。言葉だけじゃなくて、ちゃんと決着つけていただきたいんだけど、27年度なのでしょう、決算だから。まだ全額払っていないわけ。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この3万8,500円につきましては、7月に完納してございます。

○10番（奥山博文君） 完納はしたんだ。続かないように。ないだろうね、その後は。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 学校の職員がこういう未納ということがないように、校長会を通して、また私のほうもしっかりと指導してまいりたいと思います。以後、このようなことが二度とないように努力してまいります。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 決算書の14ページの衛生使用料の温泉浴場使用料のところなんですけれども、その中でB U ・ S ・ P Aの利用状況はどのくらいになっているんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） すみません。後ほど販売金額のほうにつきましてご報告させていただきます。申しわけございません。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） その報告を受けてからでもいいんですけども、今、ご高齢の方が多くて、旅行する方の中にも。運転なさらない方が多い中で、これはすごく利用効果が高いというか、すごく安く温泉も回れてバスで行くというのはいいと思うんですけども、観光のほうと関係すると思うんですけども、宿泊施設なんかそういう広告というか、周知というのはしているんでしょうか。観光の方に伺います。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 宿泊施設ということでございますが、観光協会のほうから周知をしているというふうに認識してございます。

(奥山(幸)議員「結構です」の声あり)

○議長(土屋 博君) 歳入についての質疑を終結いたします。

(「議長」の声あり)

○議長(土屋 博君) まだですか。歳入。

9番。

○9番(奥山幸子君) 16ページの衛生手数料なんですけれども、衛生手数料の中の清掃手数料、その中で粗大ごみの収集手数料が入っているんですけれども、有明に破砕機を入れたと思うんです。それは今のところ無料で受け入れていると思うんですけれども、それがほかの自治体、視察に行ったときに、布団とか畳とか大きなもの、そういうものを破砕してクリーンセンターで燃やすということでしたよね。その場合に1個500円とか、キロ当たりになるんでしょうけれども、持ってきた方に負担してもらおうというのがあったんですけれども、それは前回、前々回だか要望したんですけれども、無料ですよ。それを有料にする方向は考えていないでしょうか。

○議長(土屋 博君) 住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 粗大ごみの個人の方が有明に持ち込んだときの有料化ということでもよろしいでしょうか。今のところ、個人の方に関しましては、まだ有料化のところには至ってございません。

○議長(土屋 博君) 9番。

○9番(奥山幸子君) 衛生手数料、歳出のところにも出てくるんですけれども、年間の1人当たりの処理料が3万円超えているんですよ。人口が減っている中で処理料がちっとも減っていない。だから、少しでも受益者負担という方向で考えていただきたいんですよ。それも一つの、業者の方もそうですけれども、個人で大きいものを持ち込んだ場合に、少しでも負担していただくという方向で考えていただきたいので、それは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(土屋 博君) 要望でいいですか。

(奥山(幸)議員「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出の26ページ議会費から41ページの総務費までの質疑をお受けいたします。



10番。

○10番（奥山博文君） 監査委員の意見書にも出ていますけれども、先ほど企画財政課長から説明がありましたけれども、実質公債費比率が11.3ポイント。最近ずっと伸びが激しいんですけれども、相当厳しい財政だと思えるんですけれども、27年度。今後どのようなことに町の財政として気をつけていくか、何かありましたら。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 実質公債費比率につきましては、今までの借りた起債の償還の費用がかさんでしまったということになります。そして、27年度決算では、起債の残高は、先ほど申し上げましたけれども若干上がっております。ただ、今年度、28年度につきましては、起債の残高は下がる方向に進んでおりまして、実質公債費比率については、起債のほうを抑制すれば下がっていくというふうに考えております。

ただ、起債を下げるというか、そういうことは公共事業を少なくするということになりますので、そうすると八丈町全体の財政規模も少なくなるということがありますので、そういうことを見ながらやっていかなきゃ、ただ単純に起債をやめるとか歳出を減らすということだけじゃなくて、収入が増えるものがないかとか、余り財政規模を減らさないでいくことも重要だというふうに考えております。

ただ、実質公債費比率とか起債の残高を勘案した将来負担比率というのは、都内の市町村で下から2番目というような状況ですので、その辺のことを考えてこれから運用していかなくちゃいけないというところでございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 35ページの渉外費になると思うんですけれども、決算資料の総務課の2-5ページ、行政視察が出ているんですけれども、行政視察が1件、6月27日の国交大臣の視察だけなんですよね。今まで、だんだん町に対する視察でいらっしゃる方が減っている。本当に先進的な町というのが、そういうアピールができなくなっている状態だと思うんですよね。それをまず視察をしてもらえる町にすることは大事だし、あともう一つ、私たち年に1回視察をしているんですけれども、その視察先の対応の仕方なんですけれども、議員も出ているらっしゃって、それから執行部の方も何人もいらして、手厚く案内をしてくださるんですよね。その辺、町は現状どういうふうに視察に来られた方の対応をしているんでしょうか。その辺をもっと。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 今回、私どものこの資料、総務課の2－5ページに書いてあるところの部分は、あくまでも総務課宛てに行政視察ということで来た案件を載せてあります。個別に、例えば企画財政課であったり産業観光課というパターンもありますので、そのときには我々を通らないでの対応ということもありますので、今回は町長名宛てで来た案件ということで挙げさせていただきました。

対応の部分のところではいきますと、いろんなパターンがあります。つい最近でいきますと、岡山県の商工会の連合会さんがお見えになりました。基本的に窓口としては、八丈町の商工会さんが窓口ということではありましたけれども、町長を初め我々も含めてご対応させていただいたということもあります。

それから、その前の段階で、岡山市の商工会さんが我々宛てに、これは今年度の話で申しわけないですけども、我々宛てに依頼をいただいております。そのときにも町長を含めて、あとは議長とかもお呼びして、ご挨拶をしていただいたりということで、その時々々のテーマであったり、それからいらっしゃる方、それに合わせて我々のほうとしては、我々側の対応のメンバーの選定をしてご対応させていただいていると、そういう状況です。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） そうすると、町全体で年間どのくらい27年度は視察があったということですか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 27年度でいくと、先ほども言ったように各課での部分の統計的な集計まではしてなくて、本当に小規模な、例えばどこかの大学さんの研究グループが来てとかというところも入っちゃいますので、数的なところでは今手元には数字がないんですけども、ここのところは、やはり地熱関係の視察の団体さんとかグループもありますので、そういったところからいくと、数的に総務課での把握では、若干減少傾向かなというのはありますけれども、各課別でいくと、もしかすると横ばい状況ではないかという、そんな印象だと思います。

（奥山（幸）議員「わかりました。いいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 企画財政課の資料1の1-7ページ、負担金補助金なんですけれども、前年度より、26年度より減っているというのは、病院事業会計だったり水道事業会計、そういうのがあって減っているところがあるんですけれども、この補助金に関して、補助した相手方の監査、それをしっかりされているのかどうか、ちゃんと補助した分のものを行っているのかどうか、ちゃんと見ていますか。各課でいろいろあるとは思いますが、しっかり検証されていますか、補助の使い道云々かんぬんを。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 今言われたとおり、各補助金を出す担当部署ごとに実績報告を出していただいています。そちらのほうから私のほうにも決裁が回ってくるんですけれども、その辺で疑問があったものについては確認するようにしているので、その辺についてはできているというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 福祉健康課の資料5の5-3ページ。

○議長（土屋 博君） ちょっと待って。

（「まだそこまでいってない」の声あり）

○議長（土屋 博君） 総務費までしか認めません。

（沖山議員「すみません」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 続いて、41ページ民生費から57ページの衛生費まで。

1番。

○1番（沖山恵子君） 企画財政課の補助一覧を見て、すみませんでした。

先ほどの5-3ページ、社会福祉協議会への補助事業の福祉まつり事業補助金なんですけれども、これは前からやるのやらないの、いろいろ言っていたんですけれども、どのような形で27年度決算のときにやられたのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） 1番議員のただいまのご質問、福祉まつりの補助金なんですけど、こちらは、6月に三根小学校の体育館を使って、運動会形式で競技ゲームを行ったということで、151名の方が参加した事業になります。

八丈町のほうは、都から5万円をいただきまして、町が5万円ということで、10万円の補助をしております。こちらの事業の内訳なんですけど、こちらは、福祉まつり事業にかかった広報の印刷代や保険料、消耗品等を補助しております。

28年度、今年度も実は補助をしていたんですが、29年度については、まだこれからなんですけれども、社協さんと話をして、継続するかどうかというところを今お話をしています。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。よろしいですか。

1番。

○1番（沖山恵子君） 53ページ、環境衛生費の負担金補助及び交付金、これは野良猫の手術代だと思うんですけども、ことしも増額したけれども、猫は余り減っていないという話も聞いているんですけど、この辺の成果のほどと、今後の対策、どのようにお考えか教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 野良猫の関係につきましては、いろいろと自治会等からも要望が出ておりました。今年度は補助金のほうを40万に上げたということもあります。

昨年度、いろいろと猫会のほうにもご協力をいただいて、実績のほうは上がってはいるところなんですけれども、やはり地域で野良猫が増えているというところで、ことし40万に増やしまして、ことしの話になってしまいますけれども、実績のほうは増えている状況です。

今後につきましても、まずはやはり地域の方に、猫に餌をあげるというふうな行為がどういことになるかということで、きちんとそういったモラルについての呼びかけのほうは、していきたいと思えます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 決算とは違うのかもしれませんが、毎年少しずつ手術をしていっても、残った猫がどんどん子供を産んでしまうと思うので、どこかで一旦大がかりにやったほうが効果が出るのではないかと、結果的に財政的にもいいのではないかと、思うんですけども、どうですか。

○議長（土屋 博君） 決算だから、今後のことのわけですか。

○1番（沖山恵子君） はい。

○議長（土屋 博君） これは決算審査ですので、この数字の27年度の決算ですので。

○1番（沖山恵子君） ではちょっと聞き方を変えます。この27万で猫何匹手術をしたんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） すみません。後ほど27年度の実績についてご報告させていただきます。申しわけございません。

○議長（土屋 博君） わかりますか。

○1番（沖山恵子君） わかりました。把握していないというか、まだわからないということですね。わかりました。

○議長（土屋 博君） 疑問があったらどんどん発言してください。決算審査ですので。

1番。

○1番（沖山恵子君） 例えの話です。この27万で100匹やったとします。次年度40万に、今年度というか増やしていますよね。効果がどうだったのかなというところで、この27万の効果ってどれだけあったのかなというのをちょっとお伺いしたかったので聞きました。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか。

○1番（沖山恵子君） いいです。後で教えてください。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 54ページ、と畜場管理費なんですけど、今現在、八丈で、この27年度でもいいですけども、屠畜する牛、ヤギはどのぐらいの数がありますか。

○議長（土屋 博君） 大川係長。

○産業観光課産業係長（大川和彦君） 27年に関しましては、ヤギが3頭ということで実績になっております。

○8番（岩崎由美君） 牛はいない。

○産業観光課産業係長（大川和彦君） はい。牛はなかったです。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 54ページのと畜場管理費なんですけれども、備品購入費で、これは屠殺銃を購入していると思うんです。実際使っているのかどうか教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業係長。

○産業観光課産業係長（大川和彦君） 購入した屠畜銃なんですけれども、昨年度導入した時点では、昨年度の実績はないですが、今年度に入りまして使用している実績がございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 今まで撲殺だったわけですから、動物に対する、痛みを伴わないで早く、そういう感じは感じ取れますか。楽にということで導入したわけですから、その辺はどうなんでしょうか。効果があったということで、感想をおっしゃってください。

○議長（土屋 博君） 大川係長。

○産業観光課産業係長（大川和彦君） 屠夫さんによってやはり技術の差というので、撲殺に関しては、一撃でしとめることができなくて動物を苦しませてしまうというようなことが過去にあったというふうに聞いております。屠殺銃を使用することで、痛みを極力少なくして、確実に屠殺ができるというふうに聞いておりますので、効果があったというふうに考えております。

○9番（奥山幸子君） 実際には見ていない。

○産業観光課産業係長（大川和彦君） すみません。私、実際には見てございません。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

続いて、57ページ労働費から70ページの商工費まで質疑をお受けいたします。57ページから70ページでございますので、よろしく申し上げます。

10番。

○10番（奥山博文君） 産業観光課の資料で6-5ページ、負担金補助金、さっきも補助金のことを言いましたけれども、ストップ遊休農地再生事業費補助金、3名4筆で約3,000坪の遊休農地をやって、いいことだと思うんですけども、この補助金というのは何年間か遊休農地を利用するという文言はついてますか。1年間だけでストップということはあり得るのか。

○議長（土屋 博君） 産業係長。

○産業観光課産業係長（大川和彦君） ストップ遊休農地のほうなんですけれども、こちらは事業を入れてから5年間という耕作要件がございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 69ページ、下から2段目の委託料というのがあるんですが、この中の内訳がどうなっているかと思って、後ろの審査資料をちょっと調べてみたんですけども、その中にいろんな観光費の中の委託料が細かに書いてございました。

その中の観光宣伝業務委託ということで、東京都内がほとんどなのか、10カ所の観光宣伝

に、観光協会との随意契約ということなんでしょうが、行って、これはブースか何か設けて八丈の産品を宣伝・販売等をしているのかなと思うんですけども、これが実は今年度、私の知り合いの場所でもやったんですよ、28年度。それで、僕は何でそれを知ったかというのと、観光協会のホームページで知ったんです。八丈町でこういうことをやっているんだと思って、こういうことが町民に知らされていない感じがするんですね。

僕は東村山にすごく親しくしている友達がおりまして、ことし東村山でやったというので、もしそれを事前知っていたら、ちょっと行って、焼酎の1本でも買って来てほしいなあ、あれができたんじゃないかなと思うんですけども、そういうふうな観光宣伝の住民への周知といいますか、していただきたいな。半分要望なんですけれども、今現在どういうふうな宣伝の仕方になっているのか、ちょっとお伺いしたいんです。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 今現在の宣伝の仕方は、観光協会のツイッター等での宣伝という形になります。この件に関しましては、先日もご指摘をいただいたということで、来年度に向かいますと、前もってその日程がわかり次第、ホームページ等で周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○5番（山本忠志君） よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 続いて、70ページ土木費から79ページの消防費までの質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 前に進めてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 続いて、79ページ教育費から、93ページ、最後でございます、予備費までの質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（山本忠志君） 87ページ、図書館費でございますが、図書館費の中の一番下の備品購入費、これは備品ですから、この値段から推察するに、図書費の購入に当たるものだと思うんですが、現在の町立図書館、蔵書数は何冊ほどなのか。また、これから蔵書の充実のため

の目標として何万冊ぐらいを考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 教育課の資料の9－12ページをお願いします。中ほどにありますけれども、27年度蔵書冊数につきましては3万746冊ということで、貸出者数については1,172人というふうなことで、購入費につきましては239万9,000円となっております。将来的には、5万冊ぐらいをしたいと思っております。

○5番（山本忠志君） わかりました。5万冊。妥当だと思います。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 教育課の資料9－2ページをお願いします。

補助金関係なんですけれども、予算額66万1,000円の文化活動振興事業補助金が決算で11万9,400円と、2割ぐらいしか執行されていないんですけれども、これはどうしてだったのかなど、飛行機が欠航して行けなかったのか、そういう事業がなかったのか。また、行かれたのはどのようなことに参加した方たちだったのか、詳しく教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 文化活動振興事業につきましては、中学校の遠征に係る補助ということで、文化活動、中学校の合奏とか、大中でいうと合唱、富士中でいうと合奏。26年度につきましては両学校が遠征を行ったんですけれども、27年度につきましては、富士中が遠征に行くことができませんでした。また大中も、行ったんですが、行った人数が少なくてこういう結果となりました。

以上です。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 先に進んでよろしいでしょうか。

（沖山議員「すみません、もう1点」の声あり）

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 同じく教育課の9－5ページ、放送設備の購入費についてお伺いします。

三小と大小の放送設備の機器を入れ替えたということで、パナソニックの商品名が出ております。これを私はネットで調べましたら、大変ポピュラーなものらしく、ネットですと13万から20万ぐらいで売っているんですね。いろんな業者さんが安い値段で売っているんです。



けれども、ここで出ているのは280万と出ているのですが、これは町はお幾らでお買いになったのかなど。280万と13万って大分違いますから、もし安く購入できる方法があるのなら、今後検討してもいいのではないかなと思ってお伺いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） こちらにありますのは、パナソニック音声調整卓を含めた学校における放送システムの購入費ということでご理解をお願いします。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） では、この2台ではなくほかのものも含めてということで、この卓を2台買ってこの値段ではなかったということですね。わかりました。了解しました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第16、認定第4号 平成27年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、認定第5号 平成27年度八丈町用品会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） それでは、書類番号5の2枚目のほうをお願いいたします。

認定第5号 平成27年度八丈町用品会計決算認定について。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度八丈町用品会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、27年度八丈町特別会計決算書のほうをお願いします。

八丈町用品会計決算書の2ページをお願いいたします。

平成27年度八丈町用品会計歳入歳出決算、歳入決算高につきましては232万1,922円、歳出決算高につきましても232万1,922円となりまして、歳入歳出差引残高はありませんでした。

27年度との比較で申しますと、歳入歳出ともに10.1%の増となっております。本会計につきましては、庁内、要は役場内等で使用する用紙、封筒、伝票などを一括購入するものでございます。歳入につきましては各課に売り渡した収入、歳出につきましては、用紙等を一括購入した支出と、売り渡しの際に生じた差額の一般会計への繰出金となっております。

本会計につきましては、平成27年度で廃止となっておりますので、28年度からは用品調達基金で運用されておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目など必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第17、認定第5号 平成27年度八丈町用品会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、認定第6号 平成27年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。  
説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） それでは、書類番号5の3枚目をお願いします。

認定第6号 平成27年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

平成28年12月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

特別会計決算書の14ページをお願いします。

平成27年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。決算額のみ申し上げます。歳入10億3,345万6,371円、歳出10億2,436万745円、歳入歳出差引残額909万5,626円、翌年度へ繰り越します。

次のページをお願いします。

まず歳入でございます。こちら収入済額のみ申し上げます。

1 保険料1億8,816万4,900円、保険料の現年度分につきましては、前年度に引き続き徴収率90%を超えることができました。また、保険料の改定があったため、前年度より約4,420万円ほど増加してございます。

2 分担金及び負担金2万4,840円、こちらにつきましては、青ヶ島の方で介護保険の認定を八丈町のほうで受けておりますので、その手数料になります。

4 国庫支出金2億5,184万6,962円、5 支払基金交付金2億6,285万4,000円、6 都支出金1億4,391万9,640円、4番から6番につきましては各負担割合での歳入となっております。

8 繰入金1億6,822万1,637円、繰入金につきましては、町の給付負担の12.5%分のほか、

職員の人件費、介護保険システムの委託料、認定調査に係る費用が主なものとなります。

9 繰越金1,841万9,678円、10諸収入4,714円。

以上、歳入合計、収入済額は10億3,345万6,371円です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにも支出済額のみ申し上げます。

1 総務費2,909万6,266円、歳入のほうでも触れましたけれども、職員の人件費、介護保険システム認定調査に係る費用が主なものです。26年度より約70万円の増となっておりますけれども、法改正に伴うシステム改修費用によるものです。

2 保険給付費 9 億3,690万5,041円、26年度より約4,700万円の増となっております。そのうち1 介護サービス等諸費が26年度より約3,200万円の増となっております。主に地域密着型介護サービス給付費の増によるものです。地域密着型介護サービスとは、認知症対応型通所サービスのこととなりますけれども、こちらが26年度末の利用者数が54名でしたけれども、27年度末は68名に増加してございます。要因としましては、平成26年度に開所した事業所の利用者が伸びていることや、1つの事業者が開所日数を増やしたことが挙げられます。

そのほかに、6 の特定入所者介護サービス等費については、法改正があった影響もあり、26年度より約800万の増となっております。特定入所者介護サービス費は、施設サービス利用の際の居住費や食費の一部を利用者が負担しますけれども、居住費が370円から840円に改定され、入所者の所得状況や預貯金の額が1,000万を下回る場合、増額となった470円を保険で負担するため増額となっております。

施設介護サービス利用者については、27年度末での特別養護老人ホーム入所者は102名で、うち8名は島外の特別養護老人ホームに入所しております。26年度末より入所者数は5名増加しております。老健施設への入所者は18名で、26年度末と同数となっております。また、27年度末時点での介護認定者数は、26年度末より8名減の601名となっております。

4 基金積立金559万1,037円、介護給付費準備基金への繰入金になります。

5 公債費1,033万4,000円、平成26年度に東京都より借入した3,100万円の償還金で、27年度より3年間で3分の1ずつ返還するものです。

6 地域支援事業費2,903万6,510円、26年度より約140万の増となっております。地域支援事業費は、地域包括支援センターへの委託料、生活機能評価による介護二次予防事業、おむつ代支給、家族介護教室などに係るものでございます。おむつ代につきましては、26年度より対象者は5名増の53名となり、支給額も60万ほど増え、約300万円ほど支給してござい

す。

7 諸支出金1,339万7,891円、一般会計の繰出金、国や都への返還金、保険料の還付金になります。

以上、歳出合計、支出済額は10億2,436万745円、歳入歳出差引残額は909万5,626円で、翌年度に繰り越しとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目など必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、認定第6号 平成27年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

平成28年第四回八丈町議会定例会第2日目を散会いたします。

次の会議は、明日12月7日水曜日午前9時より開議いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月6日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 小 川 一

署 名 議 員 山 下 巧